冷凍ぎょうざ	
えび	あんに対し十五パーセント
かに	あんに対し十パーセント
その他	あんに対し十パーセント
冷凍春巻	
えび	あんに対し十パーセント
かに	あんに対し八パーセント
その他	あんに対し八パーセント

チルドハンバーグステーキ

1　別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

2　「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

3　原料食肉を二種類以上使用したものについて、原料食肉のうち特定の種類を特に強調する用語

4　魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語

5　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

食肉	三十パーセント
牛肉	十五パーセント
豚肉	十五パーセント
鶏肉	十パーセント
えび	十五パーセント
かに	十パーセント
その他	十パーセント

チルドミートボール

1　別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

2　「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

3　二種類以上の食肉を使用したものについて、当該食肉のうち特定のものを特に強調する用語

4　魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語

5　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

食肉	三十パーセント
牛肉	十五パーセント
豚肉	十五パーセント
鶏肉	十パーセント
えび	十五パーセント
かに	十パーセント
その他	十パーセント

チルドぎょうざ類

原材料のうち特定のものを特に強調する用語。ただし、別表第十九のチルドぎょうざ類の項の規定に従い「魚肉」又は「野菜」の用語を表示する場合、あんに占める重量の割合が次の表に定める割合以上である原材料の名称を冠した商品名を用いる場合又は商品名を併せて、特定の原材料を含む旨及び当該原材料の重量の割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	あんに占める重量の割合
チルドぎょうざ	
食肉	三十パーセント
牛肉	十五パーセント
豚肉	十五パーセント
鶏肉	十パーセント
えび	十五パーセント
かに	十パーセント
その他	十パーセント

チルドしゅうまい	
食肉	四十パーセント
牛肉	十五パーセント
豚肉	十五パーセント
鶏肉	十五パーセント
えび	十パーセント
かに	十パーセント
その他	十パーセント

チルド春巻

食肉	三十パーセント
牛肉	十パーセント
豚肉	十パーセント
鶏肉	十パーセント
えび	十パーセント
かに	八パーセント
その他	十パーセント

チルドぱおず

食肉	三十パーセント
牛肉	十五パーセント
豚肉	十五パーセント
鶏肉	十パーセント
えび	十五パーセント
かに	十パーセント
その他	十パーセント

レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）

1　二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉等若しくはその加工品又は魚肉のうち特定の種類のものを特に強調する用語

2　肉様植たんを使用したものについて、原材料の全てが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語

3　次の表の上欄に掲げるものにあっては、同表の中欄に掲げる原材料のうち、その重量の割合が同表の下欄の割合に満たない種類のものを特に強調する用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	原材料名	割合
混ぜごはんのもと類及びどんぶりもののもと	食肉鳥卵又は魚肉	原材料及び添加物に対し十パーセント
	野菜又は果実（まつたけ及びくりを除く。）	原材料及び添加物に対し三十パーセント
	まつたけ	原材料及び添加物に対し十パーセント
	くり	原材料及び添加物に対し五十パーセント